

建築基準法第56条の2第1項ただし書許可基準

藤沢市計画建築部建築指導課
制定 昭和53年 11月 24日

(趣旨)

第1条 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第56条の2第1項ただし書の規定による許可（以下「日影の許可」という。）に係る建築物について周囲の居住環境を害するおそれがないと認める基準について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、建築基準法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。）の例による。

- (1) 日影 冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、法別表第四（は）欄に掲げる平均地盤面からの高さの水平面に生じさせる日影をいう。
- (2) 増築等 増築、改築、移転をいう。
- (3) 新築等 新築及び増築等をいう。
- (4) 複合日影 既存部分及び増築等に係る建築物が生じさせる日影をいう。
- (5) 既存不適格建築物等 法第3条第2項の規定に基づき法第56条の2の規定が適用されない建築物又は既に日影の許可を受けた建築物をいう。

(適用の範囲)

第3条 適用の対象は、日影が周囲の居住環境を害するおそれがないものとし、次条の各基準に該当することにより、周辺環境に配慮された場合に限り許可するものとする。ただし、市長が土地の状況等によりやむを得ないと認める場合は、次条の基準によらないことができる。

(許可基準)

第4条 建築物の新築等における日影の基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地形、敷地の周囲の状況等からみて、将来にわたって日影規制を適用す

ることの意味がないか、又は規定どおり適用することが不合理と認められるもの。

(2) 日影規制の対象区域の境界線付近に建築するもので、その敷地の位置、周囲の土地利用、その他の状況から、局所的に日影規制を適用する意味がないと認められるもの。

(3) 不適格な日影が新たに生じる土地が、次のアからウまでのいずれかに該当するもの又はこれらに類するもので、将来にわたって建築物の敷地として利用される可能性がない又は居住の用に供する建築物が建築される可能性がないもの。

ア 電気事業法による送電線用の工作物（鉄塔）の用地その他これらに類する土地

イ 電気事業者等の変電所内にある変電施設部分の用地

ウ 道路、川又は海その他これらに類するもの（以下「道路等」という。）と敷地の間にあるその道路等と一体をなす修景的な機能の路線状の公園その他これらに類するもの

2 前項の基準に該当しない建築物の増築等における日影の基準は、次の各号に該当するものとする。

(1) 建築物（既存部分を除く。）の日影が法第56条の2第1項本文の規定に適合するもの。

(2) 複合日影が、敷地境界線からの水平距離が5メートルを超える範囲で既存不適格建築物等の日影より増加しないもの。

附 則

この基準は、昭和53年11月24日から施行する。

附 則

この基準は、昭和56年9月4日から施行する。

附 則

この基準は、昭和62年11月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年9月25日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年8月1日から施行する。